

審議会等市民公募委員選任及び公開に関する指針

平成 19 年 10 月
(令和 3 年 10 月改定)
八 幡 市

審議会等市民公募委員選任及び公開に関する指針

I 趣旨

この指針は、地方自治体の自己決定権の拡大に伴い、市政への市民参画を進めるため、審議会等市民公募委員の選任及び公開にあたっての基準について定めるものです。

II 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、次のとおりとします。

- (1) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法律または条例により市長その他の執行機関に設置される附属機関
- (2) (1) に掲げるものの他、市の事務事業について審査、調査等を行うため、要綱等により市長その他の執行機関に設置される委員会等

III 委員の公募

1 公募基準

審議会等の委員の選任にあたっては、原則市民公募委員の枠を設けます。但し、次のいずれかに該当する場合は、市民公募を行わないことができるものとします。

- (1) 委員の資格が法令等により制限されている審議会等
- (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- (3) 委員に対して特に専門的知識等が必要とされる審議会等
- (4) (1) ～ (3) に掲げるものの他、市民公募が適当でないと認められる審議会等

2 市民公募委員の割合

原則として委員総数の 20%以上を市民公募委員とします。

3 市民公募委員の要件

市民公募委員の応募にあたっては、次に掲げる要件を満たしていることとします。

- (1) 市内在住・在勤・在学者のいずれかであること
 - (2) 満年齢が 75 歳未満であること
 - (3) 他の審議会等の市民公募委員でないこと
- ※ 当該審議会等の設置目的に照らして合理的であると認められる場合は、必要な資格や条件を加えることができることとします。

4 市民公募の方法及び周知事項

委員選任予定日の1月前までに、広報紙及びホームページ等を通じて周知し、2週間以上の応募期間を設けます。公募の際の周知事項は、次のとおりとします。

- (1) 審議会等の名称、設置目的、主な審議内容
- (2) 公募する委員の数
- (3) 選任の時期及び任期
- (4) 応募要件
- (5) 応募方法及び応募期間
- (6) 選考方法（論文、面接等）
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他の必要事項

5 選考方法

- (1) 審議会等の設置目的を考慮し、論文、面接等を複数の職員で行い選考します。
- (2) 選考後速やかに、選考結果を応募者に通知します。
- (3) 応募の結果、定員に満たない、該当者がいないなどの場合は、原則として再公募を行います。但し、日程等に余裕がない等の場合は、理由を明らかにした上で再公募を行わないこととします。

IV 審議会の公開

1 公開基準

審議会等は、原則公開とします。但し、法令または条例の規定により非公開とされている審議会等次のいずれかに該当する場合で、当該会議で非公開の決定をした場合は、非公開とすることができるものとします。

- (1) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- (2) 公開することにより、会議の公正または円滑な運営に支障が生じると認められる審議会等

2 公開・非公開の決定

審議会等の公開・非公開の決定は、本指針の基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとします。また、非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにします。

3 公開の方法

審議会等の公開の方法は、次のとおり行います。

- (1) 審議会等の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行います。
- (2) 公開で行う会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場内に一定の傍聴席、記者席を設けます。
- (3) 審議会等の長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めることとします。

4 会議公開の周知

審議会等の開催にあたっては、当該会議開催の1週間前までに次の事項をホームページに掲載します。但し、会議を緊急に開催する必要があるときは、掲載しないことができることとします。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時、場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員及び傍聴手続き
- (5) 問い合わせ先

5 議事録の作成

審議会等は、会議終了後速やかに、当該会議の議事録または議事概要を作成し、市民等から情報開示要求があった際には公表します。

ただし、審議会等において、議事録または議事概要をホームページ等に掲載することを決定した場合は、この限りではありません。